

## 特定個人情報保護委員会（第11回）議事概要

- 1 日時：平成26年3月28日（金）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員  
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：政策評価の実施計画（案）について  
事務局から配布資料について説明があった。  
阿部委員から「これで良い」という旨の発言があった。  
手塚委員から「民間事業者との関わりについては、委員会の政策における『特定個人情報の保護に関する広報・啓発』に含まれるのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から「広報・啓発活動に含まれる。加えて、今後『特定個人情報の取扱いに関する監視・監督』でも民間事業者との関わりがある。」という旨の発言があった。  
原案のとおり了承された。
  - (2) 議題2：地方公共団体独自利用事務の検討状況の調査の必要性について  
事務局から配布資料について説明があった。  
阿部委員から「調査を実施すれば、自治体に検討を始める意識が生まれるが、最初の調査の段階では出てくる内容は少ないと思う。何回か調査を実施する必要がある」という旨の発言があった。堀部委員長から「今回1回限りではなく、継続的に行わなければ全体の状況が把握できない」という旨の発言があった。  
原案に沿って調査を行うこととなった。
  - (3) 議題3：特定個人情報保護評価指針（案）の解説について  
事務局から配布資料について説明があった。  
阿部委員から「66ページの第5の3（3）－3の回答に、『他の自治体と連携して機関を共同設置する方法なども考えられます』とあるが、地方自治法上、機関を共同設置するための手続は重い。より簡便な方法でもできるという解説なので『他の地方公共団体と連携して行う方法がある』といった表現に改めるべきだ」という旨の発言があった。  
手塚委員から「48ページの『しきい値判断フロー図』を、しきい値判断をした結果、どの評価書を作成することが必要になるのかが分かるように修正した方が良い」という旨の発言があった。

これらの発言に対し事務局から「分かりやすく修正したい」という旨の発言があった。

手塚委員から「この解説はどのようなタイミングで更新することになるのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から「あまり頻繁にはではないが、必要に応じて更新していくことになる。更新を行った際には、いつ、どのような更新を行ったのかが分かる形で公表していきたい」という旨の発言があった。

議論を踏まえ、事務局で修正案を作成することとなった。

#### (4) 議題4：その他について

事務局から、第6回及び第7回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上